答 申

第1 審査会の結論

「平成24年度における、壱岐市

付近で住民が

利用した『漁港施設用地目的外使用許可書』のうつし」との公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、長崎県情報公開条例(平成 13 年長崎県条例第1号。以下「条例」という。)の規定により長崎県知事(以下「実施機関」という。)が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 26 年 11 月 17 日付けで、条例第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「漁港施設用地目的外使用許可書(長崎県指令 24 壱振管許第 735 号。以下「本件対象公文書」という。)」を特定し、平成 26 年 11 月 26 日付けで部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に対して、その旨を通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成26年12月3日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は、おおむ ね次のとおりである。

(1) 本件処分にかかる部分開示決定通知書(以下「決定通知書」という。) に記載された「公開しない理由」は、条例に規定する非開示事由に該当

せず、処分理由が明示されていないので、長崎県行政手続条例第8条に 違反している。

- (2) 本件処分は条例の解釈適用を誤った違法な処分である。
- (3) 異議申立人が過去に行った公文書開示請求において、住所の開示、不開示の判断に一貫性がなく、このような開示の状況の在り方は不当である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、県が長崎県漁港管理条例(昭和35年長崎県条例第25号。 以下「漁港管理条例」という。)第12条の2第1項第2号の規定に基づき、 県が管理する漁港施設を当該漁港施設の目的以外の目的に使用しようとする 特定の漁業者(以下「特定漁業者」という。)に平成24年3月30日付けで交 付した漁港施設用地目的外使用許可書(長崎県指令24壱振管許第735号)の 開示を求めるものである。

2 部分開示とした理由

(1) 不開示とした情報について

本件処分において不開示とした情報は、本件対象公文書のうち許可申請者である特定漁業者の住所(以下「特定漁業者の住所」という。)の部分である。

(2) 不開示とした理由

条例第7条第1号本文の該当性について

特定漁業者の住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

なお、特定漁業者は漁業を営む個人であるが、漁業を営む個人において、 事業のために行う許可申請にあっては、氏名は、商店等の屋号と同様に、 事業を営む個人の当該事業に関する情報であるので、条例第7条第1号で はなく同条第2号の規定に基づく判断により開示したものであるが、特定 漁業者の住所は、事業を営む個人の情報であっても事業活動に直接の関係 を有しない個人に関する情報であり、条例第7条第1号に該当する。

条例第7条第1号ただし書アの該当性について

漁業を営む個人の住所は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、 条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

条例第7条第1号ただし書イの該当性について

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、個人である許可申請者 の住所を公にすることが必要であるとは認められないことから、条例第7 条第1号ただし書イに該当しない。

条例第7条第1号ただし書ウの該当性について

許可申請者は漁業を営む個人であり、公務員等の役員及び職員ではない ことから、条例第7条第1号ただし書ウに該当しない。

- 3 異議申立ての趣旨及び理由に関する部分に対する意見
 - (1) 異議申立人は、

本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開すべきである。

決定通知書の「公開しない理由」は、条例に規定する非公開事由に該当しない。

決定通知書の「公開しない理由」には、違法に処分理由が明示されていない。

と主張しているが、前述のとおり、不開示とした部分については、条例第7条第1号(個人情報)に該当することは明らかであり、公にする理由が認められない。また、決定通知書に開示しない理由として「特定の個人を識別できる個人に関する情報である」と明記しており、上記 の主張も当たらない。

(2) 異議申立人は「過去に請求した公文書と本件対象公文書の開示の状況に 一貫性がなく、本件において特定漁業者の住所も開示すべきである」旨を 主張している。

本件対象公文書においては、特定漁業者の住所は不開示とし、氏名は開示としているが、これは前述のとおり、特定漁業者は漁業を営む個人であり、漁業を営む個人において事業のために行う許可申請にあっては、氏名は商店の屋号と同様に事業に関する情報であって、条例の規定により不開示とすべき事業情報にはあたらないと判断したため開示したものであり、特定漁業者の住所については、不開示情報である個人情報に該当すると判

断し、不開示としたものであるので、「特定漁業者の住所もすべて公開すべきである。」との異議申立人の主張は当たらない。

したがって、原処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び実施機関からの説明により、実施機関が、漁港管理条例第 12 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、特定漁業者に平成 24 年 3 月 30 日付けで交付した「漁港施設用地目的外使用許可書(長崎県指令 24 壱振管許第 735 号)」であると認められる。

2 本件異議申立てについて

異議申立人が前記「第3 異議申立人の主張の要旨」中「2 異議申立ての理由」の(2)で述べている内容から、本件異議申立ての対象は、本件対象公文書のうち、実施機関が条例第7条第1号を根拠として不開示とした「特定漁業者の住所」についてであると認められる。

3 部分開示決定の理由について

(1) 不開示理由の付記について

異議申立人は、前記「第3 異議申立人の主張の要旨」中「2 異議申立ての理由」の(1)で述べているとおり、決定通知書に記載された「公開しない理由」が、条例第7条各号に規定する不開示理由に該当しないという異議申立人の判断に基づき長崎県行政手続条例第8条に違反している旨を主張するが、決定通知書には実施機関の判断に基づく「公開しない理由」が明記されていることから、長崎県行政手続条例第8条に違反しているとは認められず、当審査会の判断を左右するものではない。

(2) 条例の規定について

異議申立ての対象となった前記「2 本件異議申立てについて」の「特定漁業者の住所」について、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第7条第1号及び同条第2号並びに条例の解釈及び運用に当たっての基本的な考え方を定めた条例第3条の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

ア 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報(以下「個人情報」という。)が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

- (ア)法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすること が予定されている情報
- (イ)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが 必要であると認められる情報
- (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の 遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の 職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、長崎 県情報公開条例の解釈運用基準(以下「解釈運用基準」という。)によ ると、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、「個人に関す る情報」に含まれるが、同条第2号(事業情報)により開示、不開示の 判断をすることが適当であることから、本号の個人情報からは除かれて いる。しかしながら、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事 業に直接関係のない情報、即ち、家族状況、事業活動と区別される所得、 財産の状況等に関する情報は、本号により判断するものであるとされて いる。

イ 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次に掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

- (ア)公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (イ)実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報

の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にするこ とが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開 示するものと規定している。

(3) 条例第3条について

条例第3条は、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するものとし、この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならないと規定している。

このことは、解釈運用基準によると、実施機関は、情報公開制度の基本理念である「原則公開」の立場に立って条例の解釈及び運用に当たらなければならないとともに、個人に関する一切の情報は、公開を原則とする情報公開制度の下においても最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものであるとされている。

4 部分開示決定の妥当性について

本件処分において不開示とされた部分は、本件対象公文書のうち、特定漁業者の住所が記載された部分である。審査会において実際に当該不開示部分を見分のうえ実施機関に確認したところ、当該不開示部分は特定漁業者の自宅の住所であることが認められた。

ところで、特定漁業者は漁業を営む個人であり、本件対象公文書は特定漁業者が漁業活動の一環として受けた漁港施設目的外使用許可にかかる許可書であることから、実施機関は本件処分において特定漁業者の氏名については事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するものとし、条例第7条第2号の規定に基づく判断により開示している。しかしながら、実施機関は特定漁業者の住所を当該漁業活動に直接の関係を有しない個人に関する情報であり特定の個人を識別することができる情報であることを理由とし、条例第7条第1号を根拠に不開示としているため、この点について検討する。

(1) 条例第7条第1号本文の該当性について

実施機関に確認したところ、通常、漁業を営む個人の出漁準備、出漁、漁獲物の水揚げ、漁獲後の片付け及び網や漁具の補修等漁業活動の一連の作業は、もっぱら自宅ではなく自己所有船や周辺の漁港施設において行われており、漁獲物の水揚量や水揚高の管理及び資材の調達等については、漁協又は漁業を営む個人が漁協を通じて行っているとのことだった。また、確定申告

のための帳簿の整理については、事業所を持たないため自宅で行っているとのことであった。なお、漁業を営む個人が自ら行った出漁による漁獲物を蒲鉾や干物等に加工するための事業場を自宅に所有している場合、自宅住所は当該事業所の所在地であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると考えられるが、実施機関に確認したところ、特定漁業者についてはそのような事情はないとのことだった。

そうすると、特定漁業者の自宅については、当該漁業に関する帳簿の整理等を行う場所であり、また、本件対象公文書にかかる許可申請という漁業活動に関する法律行為を行う際、許可申請書に当該自宅の住所を記載していることから、その限りにおいては当該自宅の住所は特定漁業者の当該事業に関する情報であるとの側面を有する。しかし、当該漁業者の自宅は私生活の拠点であるという要素が大きいと認められるため、条例第3条の趣旨を踏まえたうえで条例第7条を解釈すると、特定漁業者の住所は事業に関する情報とはいえず、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」として取り扱うべきである。

また、当該漁業者の氏名は開示されている。

したがって、当該漁業者の住所は特定の個人を識別することができる情報と解するのが相当であり、条例第7条第1号本文に該当する。

(2) 条例第7条第1号ただし書アの該当性について

漁業を営む個人の住所は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、 又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。また、漁 港管理条例第 12 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき漁港施設の目的外使用 許可を受けた者の住所が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又 は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、条 例第 7 条第 1 号ただし書アに該当しない。

(3) 条例第7条第1号ただし書イの該当性について

特定漁業者の住所は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとの事情も認められないことから、条例第7条第1号ただし書イの規定に該当しない。

(4) 条例第7条第1号ただし書ウの該当性について

特定漁業者の住所は、公務員等の職務の遂行にかかる情報であるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ウに該当しない。

これらのことから、特定漁業者の住所について不開示としたことは、妥当で ある。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、前記「第3 異議申立人の主張の要旨」中、「2 異議申立ての理由」の(3)のとおり、異議申立人が過去に行った公文書開示請求において、住所の開示、不開示の判断に一貫性がない旨を主張するが、当審査会は諮問事案にかかる決定の妥当性について審議するものであるため、判断しない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審查経過
平成26年12月22日	・実施機関から諮問書を受理
平成27年 1 月19日	・実施機関から理由説明書を受理
平成27年2月17日	・審査会(概要説明及び審査)
平成27年3月6日	・審査会(審査)
平成27年 3 月31日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役	備考
實原隆志	長崎県立大学国際情報学部准教授	会長
植木博路	弁護士	会長職務代理者
大島信裕	長崎新聞社経営企画室長	
福村喜美子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	